先のこととは言っていられない『同一労働同一賃金』問題

今が旬の情報提供を　～第30回～

公的保険アドバイザーからの情報特旬便！

（一社）公的保険アドバイザー協会　福島　紀夫
https://siaa.or.jp/

非正規雇用者はプラスだが
定年再雇用後の賃金低下は雇用保険給付で

働き方改革もスタートしてから半年が経過し、これまでの労務管理においても進捗を図る時期になりました。みなさまのお勤め先はいかがでしょうか。

その働き方改革の中で、「同一労働同一賃金」の議論もあり、実際の適用は大企業で来年、中小企業は再来年からとなりますが、実はこの同一労働同一賃金問題、まだ先のこととは言っていられない事態となっています。同一労働同一賃金とは、正規雇用の方と非正規雇用の方が、同じ仕事をしていて同じ責任の程度等が課せられていると、「均等」待遇といって「イコール」の待遇にしなければならず、同じ仕事でも合理的な理由があれば「均衡」待遇として「バランス」をとりましょうというものです。

なぜ、労働時間の問題や年次有給休暇の問題も解決していないのにこの時期に畳み掛けるのかというと、現在の好景気な状況下における経済成長の中で、一気に進めようとするのが趣旨のようです。私たちの生活に、どのような影響を与えるのか、同一労働同一賃金について考えてみます。

少し前までは同一労働同一賃金の議論も、基本給や手当などの問題が主になると思われていましたが、昨年の長澤運輸事件やハマキョウレックス事件、アルバイトへの賞与や退職金にかかる判例に象徴されるように、手当や賞与が注目されることになってきました。

非正規雇用の方にとってはプラスになることですが、企業側とすると大きな課題になります。この非正規の賃金の原資については、時間外の上限規制によって削減されたものをあてがうことも示唆されています。

長澤運輸事件の争点は、定年退職後の賃金が以前と比べて業務量は変わっていないのに低下させられたことはおかしいと提訴したものでした。定年再雇用後の賃金について、労働政策研究・研修機構の調査では、「定年前の賃金から低下した率が20％から60％」とした結果があります。しかし、この指標が今後の賃金の動向にどのような影響を与えるのか注目が集まっています。

こういった、定年再雇用後の賃金の低下については、雇用保険から給付が受けられることはご承知のことと思います。高年齢雇用継続給付金は、60歳時点と比較して75％未満になった方に対し、最大で15％が支払われるもので、公的保険からの大きな補助になります。仮に、定年前に40万円のお給料だった方が、60％の24万円に下がった場合、3万6千円が雇用保険から支払われるものです。

また、在職老齢年金については、60歳代前半は「28万円」、60歳代後半の調整は「47万円」を超えると調整が入りますが、うまく活用することで最大の賃金設定ができることになります。このように、賃金が下がった場合でも公的保険からの給付は大きな補てんとなり効果的であるといえます。

賃金においては、最低賃金も大きな話題です。毎年10月を目安として全国的に改正されますが、今年も大きな改正となり、いよいよ東京と神奈川においては千円を超える金額になってきました。現在、全国平均は874円となっていますが、これを千円にしようとしています。数年後には、東京、神奈川は1100円から1200円という金額になると予想されます。

手放しで喜べないパート
扶養や健康保険、年金への影響も

さて、同一労働同一賃金に話を戻すと、非正規従業員への賃金を上げることになりますが、上がる方も手放しでは喜べない方も多いはずです。

現在、税法上の扶養範囲は103万円や150万円というラインがありますが、健康保険上の扶養は130万円未満とされ、ここ数年変わっていません。仮に、奥さんがパートタイマーで扶養の範囲ギリギリで働いている場合、最低賃金が上がることでさらにギリギリになり、同一労働同一賃金で手当や賞与が支払われることで、その範囲を超えてしまうことも大いに予想されます。

昨年の判例から、今後パート、アルバイトにも賞与を出すことが増えそうです。そうなった場合は超えてしまいますし、年金を受給していた場合でも、前述した在職老齢年金の調整額を超えるようなことがあると、受給する年金額が支給停止となる事態も起こる可能性が高いのです。

国の経済成長計画は、このように、公的保険のプラスを超えるようなことがあれば、それ以上に働くことを選択し、国が推奨している正規雇用の増加につながりますので、さらに経済成長を促すという図式にもなります。反対に、マイナスに働く場合には、雇用の継続のリスクも発生してしまうかもしれませんので、どのようなスタイルを選択するのが良いのか迷うことにもなりそうです。

企業の利益を上げてその上で賃金も上げ、上がった賃金で消費を促すというモデル的なものですが、現状そこまでの消費が促されているとは感じにくいところもあると思います。

同一労働同一賃金がもたらす影響が、家庭収入に奏功するのかマイナスに働くのか、実際にスタートしなければわからない点もありますが、事業主に求められる責務も多いことから、プラス面に働くことに大きな期待を寄せたいものです。

■保険業界向けセミナー好評開催中！
・東京＝10月18日（金）
・大阪＝11月21日（木）